

きよかわ
清川に関する治水・利水対策の方針 ~ 答申を受けて ~

| 清川における総合的な治水・利水対策について（答申）（平成15年4月7日） | 清川における総合的な治水・利水対策について（方針） |
|--|---|
| <p>1. 治水対策については、ダムを建設することなく、経済的にも、環境的にも優れた河川改修によって対応することが適当である。なお、河川改修計画の策定にあたっては、治水安全度を県内の他河川とのバランス、流域の社会、経済的重要性を考慮して決定するとともに、河川状況および将来の土地改良にも配慮して計画を作成すべきである。また、住民意見が反映されるような体制が作られることを要望する。</p> | <p>長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申の趣旨を尊重し、ダムによらない治水対策を策定し、長野県公共事業評価監視委員会に諮った上で現行のダム建設事業について中止する。</p> <p>治水対策の目標は、他河川とのバランスを考慮してD級河川と位置付け、1/50 確率の治水安全度に対応した河川改修とする。</p> <p>また、住民意見の反映については、地元の実状を考慮するなかで今後検討していく。</p> |
| <p>2. 利水対策については、既存水の活用、反復利用等により清川からの取水量を少なくするという、飯山市が平成13年度に見直した流雪溝整備計画を尊重する。なお、清川からの取水については水利権の取得が伴うため、水利権の許可について県の協力を要請する。</p> | <p>利水対策については、飯山市が策定した平成13年度流雪溝整備計画を尊重することとし、今後飯山市と連携して清川からの新たな取水の方策について検討する。</p> |